

中小企業の設備投資を支援します



雲南市は、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を作成して認定を受けた中小企業・小規模事業者等に対し、**認定した設備投資に係る固定資産税を3年間全額免除**します。

※2021年3月末となっていた適用期間を2023年3月末まで2年間延長

ポイント **固定資産税が3年間ゼロ**

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資(詳細下記)が対象

認定支援機関

(商工会、金融機関、産業振興財団など)

事前
確認

【中小企業等経営強化法】

国
(基本方針の策定)

協議

同意

雲南市
(導入促進基本計画の策定)

申請

認定

中小企業等
(先端設備等導入計画の策定)

対象設備 (固定資産税の特例)

商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備 (事業用家屋除く)

【設備の種類等】(最低取得価格/販売開始時期)

- ◆ 機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆ 測定工具等(30万円以上/5年以内)
- ◆ 器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆ 建物附属設備(60万円以上/14年以内)
- ◆ 構築物(120万円以上/14年以内)
- ◆ 事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

適用期間

市から「先端設備等導入計画」の認定を受け、**令和5年3月31日**までに取得された資産が対象となります。

本件に関するお問い合わせ先 : 雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052